

共同住宅における屋外階段崩落事故に関する経緯

○ 八王子市内の共同住宅の屋外階段が崩落し、住民が亡くなる事故が発生(4月17日)

○ 同様の事故の発生を防止すべく、国土交通省から東京都及び神奈川県に対し、本事案の施工業者が施工した他の共同住宅を洗い出し、その屋外階段について現地調査を実施するよう要請(4月28日)

・ 各都県の特定行政庁が5月末までに計241件の現地調査を実施

※ 5月12日までに166件を把握

※ その後、施工業者の代表者等の個人名で建築確認手続きが行われた物件を対象に追加

・ うち6件について、外観上、劣化等による危険がみられたため、特定行政庁より所有者等が応急の安全対策を進めるよう指導(仮設の柱(支保工)の設置など)

※ 八王子市5件、厚木市1件(5月16日に建築研究所等の専門家による現地調査を実施)

○ ・ 調査結果のプレス公表(6月1日)

・ 国土交通省から東京都及び神奈川県に通知(6月1日)

⇒ 特定行政庁から所有者等に対し、以下の対応を求めているところ

① 建築士等による詳細調査

② 屋外階段(自立する鉄骨造であるものを除く)の改修計画の提出及び改修の実施

③ 改修完了までの間、当該屋外階段の定期的な点検及び特定行政庁への報告

※ 応急の安全対策が必要な危険な状態にあると判断されたものは現段階で6件のみ

※ 対象は、町田市で新たに判明した1件を含む、214件

屋外階段崩落事故に関する課題と再発防止策(案)

屋外階段に対する確認検査等の状況を踏まえ、屋外階段での不適切な施工が生じないように、チェックの仕組みを強化する。

(注)「木造屋外階段」:一部又は全部の部材(仕上げ材等を除く。)が木材により構成されるもの

1. 設計時における防腐措置等の内容の明確化

〈課題〉木造屋外階段の防腐措置についての確認図書が明確に定められていない。

〈対応〉・木造屋外階段について、確認審査時の提出図書に、構造や防腐措置の明示を求める。(施行規則改正)

・木造屋外階段等について、防腐措置や支持方法についてのガイドラインを作成※し、周知

※建築研究所などの専門家による委員会を設置し、とりまとめ

2. 工事監理及び完了検査時における屋外階段のチェック内容の明確化

〈課題〉工事監理時における屋外階段のチェック内容が明確に位置づけられていない。

〈対応〉・完了検査時に提出する工事監理状況の報告様式に、屋外階段について、木造部分の有無、防腐措置の設計図書との照合の方法、結果等を記載するよう明示(施行規則改正)した上で、検査時に確認する。

・木造屋外階段の工事監理時における照合方法等の留意点について、ガイドラインに追記(工事監理ガイドライン追補)

・屋外階段が被覆されている場合、木造の可能性があるので留意し、特に注意して完了検査を行うよう注意喚起

3. 適切な維持管理の確保

〈課題〉木造屋外階段の維持管理に関する指針等が定められていない。

〈対応〉・国が定める維持保全の指針に、木造屋外階段に関する内容を位置付ける(告示改正)とともに、上記(1.)ガイドライン中に維持管理に関する留意事項を定め、建築物の所有者等による適切な管理を促す。

・さらに、資格者による調査を前提とする定期調査報告制度において、木造屋外階段の調査基準を明示(告示改正)するとともに、木造共同住宅の定期調査報告対象への追加を特定行政庁に促す。

その他(建築・建設部局間連携の推進と通報窓口の周知)

・監督処分を受けるなど問題のある施工業者の情報を建築行政・建設業許可部局間で情報共有するなど是正指導等における連携を推進するとともに、工事監理者向けの通報窓口、建設業法違反に関する通報窓口について改めて周知

建築確認・検査等の各段階における再発防止策(案)

※一般的な流れを記載

